



5月・6月の予定



5月

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|------------|---------------|-----------|----|---------------|----|------------|
| | | | | 1 | 2 | 3 憲法記念日 |
| 4 みどりの日 | 5 こどもの日 | 6 振替休日 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| 11 ① | 12 | 13 | 14 | 15 経営者セミナー | 16 | 17 |
| 18 | 19 サロンセミナー | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
| 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |

6月

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|---------|---------|---------|---------------|-------------------|-------------------|----|
| 1 ②③ | 2 | 3 | 4 | 5 第28期経営計画立案合宿 | 6 第28期経営計画立案合宿 | 7 |
| 8 | 9 | 10 ④ | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 15 | 16 | 17 | 18 サロンセミナー | 19 | 20 | 21 |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 29 | 30 ⑤ | | | | | |

《5月》

①源泉徴収税額、特別徴収税額(4月分)の納付期限
4月入社社員の雇用保険資格取得届の提出期限
(10日が休日のため11日まで)

※1)3月決算法人の確定申告と納税、9月決算法人の中間(予定)申告と納税期限(決算応当日まで)

※2)自動車税の納付期限(各自治体の指定日まで)

【その他】

- ・5月中到着予定の『2015年度分個人住民税特別徴収額の通知書』を確認し、各個人に通知するとともに、6月からの住民税徴収額を変更。
- ・6月からの労働保険年度更新に備え、賃金総額集計等、準備の開始。(※申告期限7月10日(金))

《6月》

②社会保険料、児童手当拠出金(4月分)納付期限
(31日が休日のため6月1日まで)

③労働保険年度更新手続き受付開始
(6月1日～7月10日まで)

④源泉徴収税額、特別徴収税額(5月分)の納付期限
(10日まで)

⑤社会保険料、児童手当拠出金(5月分)の納付期限
(30日)

※3)4月決算法人の確定申告と納税、10月決算法人の中間(予定)申告と納税(→決算応当日まで)

【その他】

- ・6月支給給与計算後、7月10日までに提出すべき健保・厚年の被保険者報酬月額算定基礎届の作成準備開始。

じょうの
税理士 上能 はいつでも、どこへでもでかけていきます。

お気軽に声をかけて下さい。

また、お近くへお越しの際は、いつでもお気軽にお越し下さい。社員一同お待ちしております。

イベント紹介



新入社員研修のようす。
1人前になれるよう日々努力しています。

～お知らせ～

当社は、5月1日(金)から10月30日(金)の半年間、クールビズを実施させていただきます。この期間、当社は、スーツ上着・ネクタイ等を着用いたしません。ご理解賜りますようお願いいたします。

6月5日(金)～6月6日(土)は、第28期経営計画立案合宿のため、6月5日(金)はお休みさせていただきます。

また、7月1日(水)は、当社の創業記念日で社内行事として創業慰霊感謝祭のためお休みさせていただきます。翌2日から通常通りの営業となります。

ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解・ご了承賜りますようお願い申し上げます。